

2026 年 1 月 15 日現在
一般社団法人 J ミルク

酪農乳業需給変動対策基金 Q&A

本基金の運用や拠出について、関係者の皆様から頂いたご質問やご意見を踏まえて Q&A を作成いたしました。今後もご質問等を踏まえ Q&A を随時追加・更新し円滑な運営を行って参りますのでご理解・ご協力をよろしくお願ひいたします。

なお、農林水産省の生乳需給安定クロスコンプライアンスに関することは、直接、農林水産省へお問い合わせください。

1. 基金全般の運用について

Q1. 生産者・乳業者で積み立てた基金はどのように使われますか。

A1. 皆様からお預かりした拠出金は基金に積立てられ、大幅な需給変動が生じた際に、乳製品の在庫対策等の取り組みに使用します。なお、事業は、事業実施要領に基づき実施することとしています。事業内容に変更等を行う場合には、皆様にお知らせします。

Q2. 基金が155億円まで積み立てられた場合の基金拠出はどうなりますか。

A2. 155億円まで積み立てられた翌年度は原則としていたん拠出を中断する予定です。また、155億円積立後、必要な事業を実施し、基金が155億円を下回った場合には、基金残高を勘案しつつ翌年度から改めて基金拠出をいただくこととしております。

Q3. この事業の基金拠出は強制ですか。

A3. 強制ではありません。

しかしながら、全国の酪農乳業関係者が一体となって、将来にわたり、持続的かつ安定的な産業の発展を下支えするための取り組みとしており、事業趣旨にご賛同いただき、基金拠出へご協力を願いいたします。

2. 生産者における基金関係

Q4. 農協に委託販売をしていますが、基金拠出にあたり必要な手続きはありますか？

A4. 指定生乳生産者団体(以下、「指定団体」)に生乳の販売を委託している場合、本基金の手続き及び拠出方法については、指定団体または一般社団法人中央酪農会議より案内される予定です。

その他の農協に生乳の販売委託等をしている方は、当該農協に、基金の拠出についてお問い合わせください。

Q5. 農協・指定団体のほかに、生乳を出荷している場合は、どのような手続きが必要ですか。

A5. 基金要領に定める別紙1「酪農乳業需給変動対策基金 需給変動対策金 納入・個人情報取扱同意書」のご提出が必要です。基金納入にご了承いただける場合は、

- ① J ミルクに直接納入する
 - ② 生乳販売事業者または乳業者に納入を委託する
- のいずれかをご検討いただき、J ミルクへご相談ください。必要なご提出書類をご案内いたします。

Q6. 年度途中からの参加はできますか。

A6. 年度途中からの基金納入をいただくことは可能です。

なお、生乳需給安定クロスコンプライアンスに対応したい場合は、農林水産省の Q&A をご確認ください。

Q7. J ミルクに直接納入する場合、基金の納入を忘れてしまった場合はどうすればよいですか。

A7. 次月の分とあわせて不足分を納入してください。納入の前に、基金要領に定めている別紙様式にて生乳取引数量と納入金額を J ミルクまでお知らせください。

Q8. 基金を毎月ではなくまとめて納入することはできますか。

A8. 原則として生乳取引数量に応じて毎月納入いただくこととしておりますが、生産計画に基づいて、複数か月まとめて前払いで納入することは可能です。前払いを行う際には、事前に基金要領に定めている別紙様式に計画数量と納入金額を J ミルクにご連絡のうえお支払いください。

なお、前払いで納入後は、別紙様式の生乳取引数量を毎月ご記入のうえ、納入額が不足していないかご確認いただくとともに、少なくとも毎年 4 月に当該年度の生乳取引数量等の実績を J ミルクまでご報告ください。

また、農林水産省の「生乳需給安定クロスコンプライアンスの運用等について」の一部改正(令和 7 年 12 月 24 日付 7 畜産第 2161 号)を受け、J ミルクの酪農乳業需給変動対策基金要領を改正し、3 か月分をまとめ四半期毎の納入が可能となりましたので、ご希望の場合はご相談ください。

Q9. 前払いで納入しましたが、納入額が不足した場合はどうすればよいですか。

A9. 当該年度の納入金額が不足する場合は、その年度・月の支払期限内に不足分を納入してください。なお、年度末に不足分を次年度の前払いとあわせて納入することも可能です。

Q10. 基金拠出をしていた生産者が廃業した場合や前払いで納入した拠出金の返還を求めた場合、基金は返還されますか。

A10. 原則として返還は行いません。

なお、J ミルクに直接、または生乳販売事業者・乳業者を通してお支払いいただく生産者が、基金お支払い時に長期前払費用等で資産計上をされている場合で、民事再生法及

び会社更生法等法令の規定により返還の必要がある場合は、J ミルクにご相談ください。

Q11. 長期前払費用等で資産計上した場合、どのように費用計上すればよいですか。

A11. 当該年度の事業費を基金拠出割合に応じて、J ミルクに基金納入をいただいた生産者・乳業者毎の費用を算出し、ウェブ帳票などでお知らせいたします。

3. 乳業者における基金関係

Q12. 乳業者の同意書はどこに提出すればよいですか。

A12. 本事業のご案内のあった乳業者団体(日本乳業協会あるいは全国農協乳業協会)にご提出ください。なお、都道府県牛乳協会に加盟されていない場合は、J ミルクまでお問い合わせください。

Q13. 需給変動対策特別金(5 銭/kg)はすべての乳業者が同意する必要がありますか。

A13. すべての乳業者を対象としたものではありません。本事業の更なる強化へのご協力とともに追加的に拠出をいただける乳業者を対象としております。

Q14. 乳業者分は毎月基金拠出する必要がありますか

A14. 原則として毎月拠出いただくこととしておりますが、事前に J ミルクにお知らせいただくことで、四半期・半期・年間での拠出が可能です。同意書をご提出の際に、乳業者団体からご案内されている「酪農乳業需給変動対策基金納入同意に関するご確認事項」でお支払方法を指定してください。

Q15. 生産者分を乳業者分と合わせて支払いたいと考えておりますが、生産者分も乳業者の支払方法と同様に四半期や年間などまとめて支払うことはできますか。

A15. 生産者分は前払いとしてまとめてお支払いいただくことが可能です。具体的には Q6 をご参照ください。

Q16. 乳業者の基金納入に際して、長期前払い費用を推奨と聞きましたがどのように会計処理をすればよいですか。

A16. 適切な税務処理(法人税等)に対応するため、基金納入の際には長期前払費用での会計処理を推奨いたしますが、税務申告では税理士等の専門家や所轄税務署にご相談ください。

Q17. 乳業者において長期前払費用等で資産計上した場合、どのように費用計上すればよいですか。

A17. 当該年度の事業費を基金拠出割合に応じて、J ミルクに基金納入をいただいた生産者・乳業者毎の費用を算出し、ウェブ帳票などでお知らせいたします。

以上